

## 入札制度の見直しについて

### 見直し内容

#### ①手持ち工事件数の制限及び同日落札制限の見直し

【一般土木・建築のみ対象】

室蘭市発注の一般土木・建築工事において、それぞれ同一工種の手持ち工事を原則として2件までとする「手持ち工事件数の制限」と、それぞれ同一日の入札における同一工種の落札を原則として1件とする「同日落札制限」の対象工事について、1件の予定価格が500万円未満の工事を対象外とします。

#### ②特定関係にある者同士の入札参加制限

【全工種対象】

室蘭市が発注する建設工事等の契約を締結しようとする場合において、入札の公平性の確保及び談合の未然防止を目的として、特定関係（資本関係又は人的関係）にある会社同士の同一入札への参加制限を行います。

#### ③低入札価格調査の失格判断基準の算定式の見直し

【全工種対象】

北海道が低入札価格調査制度の失格判断基準に係る算定方法について改正を行ったことから、これに準拠し、本市の低入札価格調査制度の失格判断基準に係る算定方法についても以下のとおり改正を行います。

### 現 行

#### 低入札価格調査の失格判断基準

・ 予定価格算出の基礎となった以下の費用に算定率を乗じて得た額を用いて設定

	(算定率)
直接工事費	75%
共通仮設費	70%
現場管理費	70%
一般管理費	30%

・ 低価格入札者から提出された積算内訳書の各費用の額のうちいずれかの額が上記の金額を下回る場合は、当該低価格入札者を落札者とししないものとする。

### 改 正 後

#### 低入札価格調査の失格判断基準

・ 予定価格算出の基礎となった以下の費用に算定率を乗じて得た額を用いて設定

	(算定率)
直接工事費	97%
共通仮設費	90%
現場管理費	90%
一般管理費	30%

・ 低価格入札者から提出された積算内訳書の各費用の合計額が上記の合計額を下回る場合は、当該低価格入札者を落札者とししないものとする。



#### ④入札参加申請時における技術者の資格確認書類の提出について

【全工種対象】

これまで主任技術者等の要件となる資格の確認のため、契約締結時に資格証の写し等の確認書類を提出していただいておりますが、平成31年度以降に入札を行う工事等より、個別の入札参加申請をする際にも配置予定技術者の資格証の写しを提出していただくこととします。ただし、同時に同一技術者で申請する際は、1部のみ提出でかまいません。

なお、競争入札参加資格の有効期間内に同じ技術者を配置予定技術者とする2回目以降の入札参加申請時には、資格証の写しの再度の提出は不要です。（※契約締結時にはご提出いただきます。）

#### 施行時期

平成31年4月1日以降に公告を行う入札から施行します。

#### ～ 室蘭市からのお願い ～

本市では、「室蘭市中小企業振興条例」を制定し、市内企業への優先発注や受注機会の増大に努めているところです。つきましては、本市競争入札参加資格者の皆様におかれましても、同条例の趣旨をご理解いただき、本市経済の発展及び市民生活の向上を図るため、下請けや資材調達などの際には可能な限り市内企業をご活用いただきますようお願い申し上げます。